

2027 年国際園芸博覧会神奈川県催事企画等業務委託仕様書

この仕様書は、2027 年国際園芸博覧会神奈川県催事実施事業における企画運営等業務の内容を示すものであり、受注者は、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

1 目的

神奈川県出展基本構想に基づき、催事実施のための条件を検討・整理し、催事のテーマや企画方針、運営・管理体制等について定めた催事基本計画を作成する。併せて、2027 年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の会場内で開催する神奈川県主催催事について、企画及び検討を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 催事事業の内容

(1) 実施期間及び催事の種類

ア 実施期間

令和 9 年 3 月 19 日から 9 月 26 日までの 192 日間

開園時間：9 時 30 分から 19 時まで（予定）

イ 催事の種類

(ア) 県主催催事

a かながわウィーク（最大 7 日間（未定））

県の施策や魅力、特色を発信することを目的として、(公社) 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が指定する会場内の催事場にて実施する催事。

b その他、神奈川県出展のテーマに対する理解を促進するために県が提供する催事（ワークショップ等含む）。（20 件程度）

(イ) 募集催事

県内市町村及び関係団体等による催事

(2) 実施場所

① 神奈川県出展エリアに設置する催事実施スペース

② 博覧会協会が指定する会場内催事場

<参考>

① 神奈川県出展エリア内催事実施スペース（予定）

○ 屋内催事スペース

- ・ 展示ブース 約 25 m²（横 5 m×奥行 5 m程度）× 2 コマ
- ・ ワークショップスペース 約 50 m²× 1 コマ

- 屋外催事スペース
 - ・ステージ有、スペース総面積：約 300 m²（予定）

② 博覧会協会が指定する会場内催事場

※仕様、場所等については検討中

4 業務委託内容

(1) 2027 年国際園芸博覧会神奈川県催事基本計画等策定業務【企画提案事項】

ア 催事基本計画の作成

- (ア) 催事基本計画に必ず掲載する事項は次のとおりとし、これらの事項以外でも実際の企画・運営で必要と思われる事項は適宜盛り込むこと。
 - a 催事事業全体のテーマ及びコンセプト
 - b 県主催催事の企画方針・概要
 - c 募集催事の概要（どのような催事が望ましいか検討し、与件をまとめる）
 - d 運営・管理方針（運営業務の区分・体制の検討、スタッフ・ボランティア等の配置計画の検討等）
 - e 広報計画
 - f 緊急時対応（災害時の対応、怪我人への対応等）

(イ) より魅力的で事業効果が高まるコンセプトを提案すること。

(ロ) 広報計画については、来場者の増に資するような、効果的なプロモーション活動について企画提案を行うこと。ただし、チラシ・ポスター等の広報物の作成、印刷及び配布等は必ず含めることとする。また、想定するメインターゲット層及びそれらに訴求するような広報計画を含む事業内容を盛り込んだものとする。

イ 県主催催事の企画

- (ア) 催事基本計画の内容に基づき催事企画提案書を作成すること。
- (イ) 神奈川県の出展テーマや魅力を発信するとともに、多くの主体が博覧会へ参加できる機会を創出する企画を行うこと。
- (ロ) ステージでの演出、最適なプログラム構成について、専門的な知見を踏まえて提案すること。
- (エ) 催事名称、基本コンセプト（端的にその核心を言い表せるような言葉及びその説明）については、神奈川県出展への関心を強く喚起するようなものとする。

ウ 事業実施に係る費用の積算（概算）

エ 各種資料等の作成及び関係機関への提出

受注者は、業務の履行にあたり権利関係の整理等が必要な場合は、必要に応じて書類（企画概要等）を作成し、関係機関に提出すること。また、発注者が手続を行う場合も、申請書類の作成に協力すること。

なお、手続に必要な資料の作成費用、手数料等は、委託費に含め

るものとする。

(2) その他付帯業務（打合せ記録の作成等）

(3) 留意事項

本業務の遂行及び企画提案内容については、次のアからクまでの要件を満たしたものでなければならない。

ア 本事業は、2027 年国際園芸博覧会への神奈川県出展の一部であることから、催事基本計画及び催事の企画内容については、神奈川県出展基本構想（令和 6 年 10 月策定）を踏まえたものとする。

イ 神奈川県出展全体との整合性や統一感を持たせ、来場者に県の魅力や特色が分かりやすく伝わるものとする。また、体験型の演出を企画する等の工夫を行うこと。

ウ 本事業は、2027 年国際園芸博覧会を構成するものであることから、博覧会全体のテーマとの親和性も考慮した企画とすること。また、来場者に対し、テーマや園芸、農への理解を促進し、意識変容・行動変容を促す内容を含めること。

エ 神奈川県の施策を効果的に発信するため、発注者が別途起用するプロデューサー等、神奈川県関係者との調整を必ず行うこと（月に 2 回程度）。企画の内容について発注者より提案があった場合には、十分に協議のうえ、反映できるようにすること。

オ 本事業は、神奈川県の主催事業として、県域全体に出展効果を波及させる観点から、県の施策や取組のほか、魅力、特色を踏まえたうえで、出展成果（レガシー）を考慮した内容とすること。

カ 経済性にも配慮しつつ、集客力や発信力が期待できる内容とすること。

キ 催事基本計画及び催事企画提案書については、適宜発注者等と協議の上、両者が合意した内容とすること。

ク 企画にあたっては、博覧会協会が定めるレギュレーションやガイドライン等に従い、必要に応じて発注者や博覧会協会に確認を行うこと。

5 提出物

「4 委託内容」に基づいて作成し、農業振興課国際園芸博覧会推進グループまで提出すること。

(1) 催事基本計画（4 (1) ア）

ア 神奈川県出展基本構想を基に作成

イ 書類 3 部（A 4 縦両面印刷左綴じカラー）、電子データ（ファイル形式等については発注者と調整の上、決定する。）

ウ 提出期限：令和 7 年 8 月 29 日

(2) 催事企画提案書（4 (1) イ）

ア 書類 3 部（A 4 縦両面印刷左綴じカラー）、電子データ（ファイル形式等については発注者と調整の上、決定する。）

イ 提出期限：（中間報告期限）令和 7 年 10 月 1 日

(最終提出期限) 令和 8 年 3 月 31 日

(3) 事業実績報告書

ア 書類 3 部 (A 4 縦両面印刷左綴じカラー)、電子データ (ファイル形式等については発注者と調整の上、決定する。)

イ 提出期限: 令和 8 年 3 月 31 日

(4) その他、検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

6 安全管理

- (1) 受注者は、本業務を行うに当たり、各種ハラスメントへの対応を含む安全管理に万全を期し、安全上問題が疑われると判断した場合、直ちにその業務を中止させるなど、安全確保に最大限の注意を払うこと。
- (2) 博覧会協会が定める、サステナビリティ戦略及びアクセシビリティガイドライン (仮称) 等に従い、必要な各種業務及び手配等を検討すること。
- (3) 本事業の規模、企画内容等を勘案し、相応の保険への加入に係る費用を費用の積算に含めること。

7 個人情報の取扱

本事業によって知り得た個人情報については、個人情報保護のために契約書別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

8 再委託の禁止

- (1) 受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。受注者は業務の一部 (主たる部分を除く) について第三者に委任又は請け負わせようとする場合 (以下「再委託」という。)、あらかじめ再委託の相手方 (以下「再委託先」という。) の名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性等について記載した書面を提出し、発注者は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、発注者が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。

ア 再委託を行う合理的理由

イ 再委託先が、再委託される業務を履行する能力等

- (2) 前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、受注者は変更の届け出を提出し、発注者による審査及び承認を受けるものとする。
- (3) 受注者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、発注者に対し責任を負うものとする。

9 著作権等の取扱

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に定め

られた権利を含む。)は、全て発注者に帰属するものとする。

- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受注者において行うものとする。また、著作権の権利処理が必要となる場合は、提出後に発注者が公開することから、提出日から3年間の著作権処理を行うこと。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、発注者と受注者との協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者の責任と負担において、当該既存著作物の使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。
- (5) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (6) 著作者人格権の不行使
受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

10 参加料

県主催催事の参加料は、無料とすること。ただし、実費相当と認められる金額については徴取可とする。

11 協賛の取扱

- (1) 本事業の主旨に沿うものと発注者が認める範囲において、企業から協賛金や協賛物品を募集することができる。
- (2) 協賛者及び協賛金収入の額については、発注者と協議の上、決定すること。
- (3) 協賛金については、全額を事業費に充てることとし、その収支については、事業報告書に添付すること。
- (4) 協賛金収入により、委託金額が支出額を上回った場合、差額を発注者に返還しなければならない。
- (5) 協賛物品については、発注者と協議の上、適切に活用すること。

12 業務遂行上の注意事項

- (1) 業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、決定すること。

13 その他

- (1) 企画・運営の詳細については、プロポーザルの内容に関わらず、発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 天候や交通状況、感染症の流行等により、やむを得ず開催が困難な場合等、不測の事態への対応は、発注者と協議の上、方針を決定しておくこと。
- (3) 業務を遂行するに当たっては、実際の状況に即した対応で行う必要があるため、仕様等の詳細部分については発注者と十分な調整を行った上で検討すること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項、又は仕様の内容に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、決定すること。